

歩行者及び運転者へのお願い

～交通事故を防ぐポイント～

歩行者の方へ

- ・ 道路横断は必ず横断歩道や歩道橋を渡ってください。斜め横断は危険です、絶対にやめましょう。
- ・ 無理な横断は、事故に直結します。 左右の安全確認をお願いします。
- ・ 夕暮れ時から夜間に外出するときは、出来るだけ明るい服装や夜光反射材を着けてください。
- ・ 車からあなたが見えているとは限りません。 車をやり過ごしてから横断してください。

運転者の方へ

- ・ 交差点付近は事故多発地帯です。徹底した安全運転をお願いします。
- ・ 児童生徒や高齢者を見かけたら、徹底したスピードダウンで安全運転をお願いします。
- ・ 自動二輪車については、運転席はもちろん、後部座席においてもヘルメットの正しい装着の徹底をお願いします。
- ・ 自動車について、運転席はもちろん、助手席や後部座席においてもシートベルト、チャイルドシートの正しい装着の徹底をお願いします。
- ・ 夕暮れの時間帯は昼間及び夜間に比べ見通しが悪くなります。細心の注意を払って運転してください。
- ・ 交通事故があったときは、必ず110番に電話し事故報告をお願いします。
- ・ 譲り合う心で、運転者自身の防衛運転をお願いします。

参考

- ・ 自転車について1年以内に「全ての年齢層に対する自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用努力義務化」がスタートします。

道路交通法

➤ 運転者の遵守事項（第 71 条）

自動二輪車免許を受けた者が通算して一年に達しない者は、運転者以外の者を乗車させて自動二輪車を運転してはならない。

➤ 交通事故の場合の措置（第 72 条第 1 項）

交通事故があつたときは、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、運転者は、警察官に事故が発生した日時及び場所、事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、事故に係る車両等の積載物並びに事故について講じた措置を報告しなければならない。

救護義務違反として取り扱われる事例

○ 相手方との接触、衝突がない事故

相手方と直接の接触が無くても、相手方の直前を通過したり、相手方に接近したりした時に相手方がびっくりして転倒したり、急ブレーキをかけたことで身体を痛めたりした場合に、停止せずに現場を立ち去る行為は救護義務違反に当たることがあります。

自分が相手方の転倒等に影響を与えたかどうか判然としない場合も必ず警察へ報告してください。

○ 当事者間の話し合いで解決したと判断して立ち去る事故

交通事故があつたときに、相手方とその場で話をし、相手方が「大丈夫・大丈夫！」と言った場合でも、後刻、相手方が受診して、警察に診断書を提出すれば救護義務違反に当たることがあります。

特に、相手方が子どもの場合、びっくりしたり、恥ずかしさから「大丈夫」と答えることが多いので、外見上の怪我がない場合でも、必ず警察への報告と保護者等への連絡をしてください。

○ 相手方に事故の責任があると判断して立ち去る事故

相手方の飛び出しや信号無視など、事故の主原因が相手方にある場合に、自分は悪くないとの一方的な判断で救護措置を取らずに現場を立ち去ると、事故の過失責任は別として、救護義務違反は成立しますので、法律の規定どおり、直ちに運転を停止して、怪我をしている時は 119 番通報するとともに、相手方が「救急車は必要ない」と言った場合でも必ず警察へ報告してください。

救護義務違反の罰則・点数（第117条第2項）

10年以下の懲役又は100万円以下の罰金

35点 運転免許が取り消され、取消日から3年間免許の取得ができなくなります。

報告義務違反として取り扱われる

交通事故を起こした場合は、必ず、警察に報告してください。

報告を受けた警察官が事故現場に臨場して、事故原因や怪我の有無等を確認しますので、後になって救護義務違反として処罰されることはありません。

※ 救護義務違反として処罰されない場合でも、警察への報告を怠れば報告義務違反

3か月以下の懲役、又は5万円以下の罰金が科せられる場合があります。

(第72条後段、第119条第1項第10号)

参考文献

- ・ 交通の方法に関する教則（国家公安委員会告示第三号）
- ・ 道路交通法
- ・ 内閣府「交通安全対策」
<https://www8.cao.go.jp/koutu/index.html>
- ・ 政府広報オンライン
https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201711/1.html#column1_for_anchor